

2024年12月24日

各位

福島県福島市万世町2番5号
株式会社 福島銀行

休眠預金等活用法に関する公告

当行は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「法」という。)」第三条第一項の規定に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き当行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭(休眠預金等代替金)の支払を受けることができます。

本件に関するお問い合わせは、お取引店までお願いいたします。

1. 対象となる預金等

2014年7月1日から2014年12月31日以前に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限(※)

2025年12月24日

(※)法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日とは異なります。

以上